

平成30年10月より適用の 新規保険収載検査項目の解説

[Rinsho Byori 66 : 1280, 2018]

平成30年10月より保険適用

D014 血液化学検査区分 E3(改良項目)

抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定

【保険点数】

490点

【製品名(製造販売元)】

抗表皮自己抗体検出キット「FR」(富士レビオ株式会社)

【主な対象】

天疱瘡または水疱性類天疱瘡が疑われる患者

【主な測定目的】

血清中の抗デスモグレイン1抗体及び抗デスモグレイン3抗体の検出または測定(天疱瘡の診断の補助)

血清中の抗表皮基底膜部抗体(主に抗BP180抗体)の検出または測定(水疱性類天疱瘡の診断の補助)

【測定方法】

間接蛍光抗体法(FA法)

【検 体】

血清

【有用性】

抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体を同時に測定することで、天疱瘡と水疱性類天疱瘡の鑑別診断を行うことができる。本品と既存品(ELISA法)との比較において、感度・特異度ともに同等の検査性能を有する。

【説 明】

天疱瘡は、表皮細胞間にある細胞接着分子に対する抗表皮細胞間抗体(主にデスモグレイン1抗体・デスモグレイン3抗体)による水疱性疾患である。病理組織学的に表皮細胞間の接着が障害される結果生じる棘融解による表皮内水疱形成を認め、免疫病理学的に表皮細胞膜表面に対する自己抗体が皮膚組織(表皮角化細胞表面)に沈着する、あるいは循環血中に認められることを特徴とする疾患と定義されて

いる。

類天疱瘡は水疱性類天疱瘡、粘膜類天疱瘡、後天性表皮水疱症に大別される。その一つである水疱性類天疱瘡は、表皮基底膜部にあるヘミデスモソーム構成蛋白に対する抗表皮基底膜部抗体(主に抗BP抗体)による水疱性疾患である。後天性表皮水疱症は、水疱性類天疱瘡と臨床症状が類似しており、病理学的所見、蛍光抗体法所見から両疾患を鑑別することは困難であり、現時点では同一の疾病として取り扱う。

今回新設された抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定の算定条件は、下記の通りである。

- ・区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。
- ・本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法(IF法)により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
- ・天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスモグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

<製品関連URL>

なし

(文責：富士レビオ株式会社/

監修：日本臨床検査医学会臨床検査点数委員会)